

## 亀山市規則第25号

### 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年亀山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(道路に設ける道路標識の寸法)</p> <p>第11条 <u>条例第45条</u>の規則で定める寸法は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第12条 <u>条例第46条</u>の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(道路に設ける道路標識の寸法)</p> <p>第11条 <u>条例第44条</u>の規則で定める寸法は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第12条 <u>条例第45条</u>の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。